

## 論説

# 科挙制度と中国文化

—— 文化的多様性の拘束 ——

高津 孝

一 はじめに

本論は試験制度それ自体の有する価値の固定化、文化的拘束としての側面を中国の科挙制度について検討するものである。特に唐代初期から南宋までの約五百年間を取り上げ論じた。この期間は、一千年を越える中国の科挙の歴史の中でも、韻文が試験に用いられたということで特徴的な時代であるといえる。この五百年続いた韻文試験によって、中国社会は、どのような文化的影響を受けたのかについて二つの点から、検討を加える。第一は、押韻規範を含む詩学的な規範の問題、第二は文学が現実をどのように把握するかという問題である。

試験制度は否定し難く現代の我々の社会の一部として多様な形で機能しており、それを無視することは出来ない。試験制度はそれが大規模に行われることにより、我々の社会をその深い部分で規定してしまう可能性を有している。

試験は公正であり公平であることを要求されるものである以上、ある一定の文化的価値、参照体系の固定化を前提にせざるをえない。すなわち、試験制度の採用は、必然的にある特定の価値基準の選択を強いることとなるのである。こうした一定の価値基準が選択され、それが持続することにより、社会的にある特定の教養基盤が形成される。これが一つの文化的な選択としての志向性を有することで、文化的多様性へのある種の排除へと機能して行くのである。千年を越えて続いた中国の科挙制度についてもこうした側面がみられる。

過去の社会や文化を研究する場合、現代への視点を失うと、研究自体がしばしば研究者の自己耽溺になってしまふ。中国文学の研究においても例外ではない。今回、中国に於いて一千年間も継続して行われた科挙制度という試験制度をとりあげるのも、試験制度の存在自体を前提として成立している現代社会をも視野に入れて、試験制度そのものの文化史的意味を問うという試みである。特に今回問題とするのは、試験制度自体が社会に対して広範に行われた時に、それがあつた種の文化に対する拘束という側面を持つという点について考察をくわえる。それは単純化すれば、次の三段階を経るものとなる。すなわち、(一) 文化的価値の固定化、(二) 社会的に形成される教養基盤の拘束、(三) 文化的多様性の排除、である。

## 二 韻書

中国においては、六朝末期、梁陳時代に中国語のトーンについての研究が進み、全ての漢字音をそのトーンによって四つのグループに分類すること、その組み合わせによって生み出される美しい音調を作詩に應用することが始まった。やがて、唐代になって、この四声を平仄という二グループに整理し、その組み合わせを基礎とするリズム

論によって近体詩という新しい詩形が形成された。また、隋代には当時の標準音に基づき全ての漢字音を押韻グループ別に編纂し、反切を用いて発音表記を行った韻書が形成される。試験科目に韻文（近体詩、賦）が課された時、隋代に成立した『切韻』系の韻書が標準として用いられるようになり、科挙の受験生にとって必須のものとなる。

何時から試験科目に韻文（近体詩、賦）が課されたのか。唐代においては、永隆二年（六八一）八月、文学好きの則天武后により科挙の進士の科目に雑文（文学作品）二首が採用され、文章の士が官吏に取り立てられるようになった。<sup>(1)</sup>この時の、雑文とは、箴、銘、論、表であるとされる。<sup>(2)</sup>傅璇琮によれば、確認できる限り、科挙に最初に賦が出題されたのは、垂拱元年（六八五）のことであり、詩が最初に出題されたのは、開元十二年（七二四）、そして、詩賦各一首の出題が固定化したのは、天宝十載（七五一）以降のことになり、これ以降、科挙における詩賦の出題は慣例になる。何故、詩、賦という韻文が選択され出題されたのかについての当時の議論を示す資料は残されてはいない。傅璇琮の調査は、科挙試験に際して作成されたと推定される作品を用いての考証である。注意すべきは、韻文が出題されたのは、進士科という科挙のルートの中の一部においてであり、唐代後半期以降、科挙のなかでも進士科が重要視される以前のことであったということである。したがって、韻文が科挙の試験科目として採用された時点では、決してそれが科挙制度の中心部分を構成するものであるという意識はなかった。次の五代は唐の制度を踏襲した。また、宋代にあつては、新法党が実権を握った一時期を除き、基本的に科挙には詩賦が課され、南宋末までこの状況に変化はなかった。<sup>(4)</sup>南宋が滅亡して以降、元明代の科挙では詩賦が課されることはなく、清朝の乾隆二十二年（一七五七）になって科挙に詩が課せられ、清末まで続く。したがって、科挙において韻文が課されたのは、唐代中期から南宋末までの約五百二十年間と、清朝中期から清末までの約百四十年間ということになる。

北宋中期、科挙に詩賦を課することが朝廷で集中的に議論されたことがある。それは王安石の科挙改革に伴うも

のである。ここでは、近藤一成氏の研究<sup>(5)</sup>に基づき、その内容をまとめておく。熙寧四年(一〇七三)の王安石の科挙改革は、(一)進士科の試験を経義中心に改めること、(二)諸科の段階的廃止、(三)西北五路対策、の三点に整理されるが、特に第一点の目標は、進士科試験の詩賦を止めて経義にすることであった。ところで、科挙を経義重視の方向へ変更しようという考え自体は、王安石に先んじて存在していた。熙寧二年(一〇六九)神宗皇帝の科挙改革の下問に応じて諸臣から上奏された意見は、大きく三つに分けられる。(一)詩賦廃止と経義採用を主張するもの(司馬光、呂公著、韓維)、(二)科挙の弊害は認めるが、運用上の問題点とするもの(蘇頌)、(三)改革を否定するもの(劉攽、蘇軾)、である。改革否定の最も有力な見解は蘇軾によるもので、以下のような論旨<sup>(6)</sup>である。筆記試験は人材登用に關して本来不完全なものである。しかしそれに替わる推薦制が請託などの更に激しい弊害をもたらす以上、不完全な筆記試験から難点の比較的少ない制度を採用せざるをえない。論策は詩賦より政治に關連するが、實際の政治の場ではどちらも無用である。であるならば、客觀的採点の可能な詩賦を採用すべきである。建国以來百年余、優れた士大夫はほとんど詩賦によって選拔された人材である。蘇軾は、経義についても同様の観点から否定している。こうして、北宋後期には、新法党が政權を握る度に科挙における詩賦試験が廃止され、旧法党が政權を握るとそれを復活するということが行われた。

モンゴル帝国では、一二三四年金を滅ぼしたあと、太宗オゴタイのもとで一二三八年、北中国の士大夫を対象に科挙が行われた(戊戌選試<sup>(7)</sup>)。前年のオゴタイの詔勅に「論及び經義、詩賦を以て分けて三科と為す」とあることから、詩賦が試験されたことが分かる。このとき、四千三十人が合格したという。その後、科挙は行われなかったが、元朝の仁宗延祐元年(一二三二)になって復活する。前年皇慶二年(一二三三)の中書省の上奏に「そもそも人材選拔の方法についてみると、經書の學問は自己修養と統治の道であるが、一方、詩賦は文章技巧の學問にすぎ

ない。隋朝、唐朝以降、人材選抜にひたすら詩賦を重視してきたため、士大夫は華麗で浮ついた傾向に慣れ親しんでいる。いまわたくしたちが提案するのは、科挙から律賦、省題詩、小義の試験を全てなくし、德行明経科だけで人材選抜を行い、有能な士大夫を獲得しようとするものと願うものです」とあり、詩および律賦は科挙試験で課されなくなった。但し、漢人、南人の会試第二場には古賦が課せられ、浮華に流れない基本的文章技能に対する試験は存在した<sup>(8)</sup>。明朝では、太祖洪武三年（一三七〇）の詔勅に、「漢朝、唐朝、宋朝は、人材選抜にそれぞれ決まった制度があった。ところが、ただ文学の才能だけを重視し、徳義や能力の完全さを求めなかった」とあるように、詩賦を試験課題とすることに批判的で、「科目は、……ただ四書及び『易』『書』『詩』『春秋』『礼記』『五経の命題を取り上げて人材選抜を行う』ということになった<sup>(9)</sup>。明一代、詩賦が試されることはなかった。

清朝では、乾隆二十二年（一七五七）に、詩を科挙の会試に課することが復活する<sup>(10)</sup>。その理由は、乾隆二十一年（一七五六）の上諭によると、郷試の段階では、文学の才能を試験する作文は課さないが、会試のレベルになると、将来、高級官僚となって朝廷における様々な文章の作成に携わらねばならないので、文学の方面にも通じた才能が必要であり、技巧的な作文能力を試験する必要がある、ということである。そこで、明年春の会試から、作文の作文を二回目の試験第二場に加えることになった。ところが、表面は長篇で試験という短い時間内で完璧なものを作りあげるとは難しく、採点する試験官も苦勞が多い。かつ、出題範囲はある程度決まっており、事前に作文したり、代作を暗記するものも出てくるだろう。こうして、五言八韻の試帖詩が採用されることになり、乾隆二十二年以降、会試二日目に試帖詩を試することが定例となり、更に、二十四年からは郷試第二場においても、試帖詩を課するようになったのである。

科挙には幾つかのコースが存在し、たとえば、大変な難関で合格者がほとんどいないと言われる秀才科、儒教の

古典に対する暗記中心の試験を行う明経科というコースも存在したが、唐においてはその後半期、詩賦を課した進士というコースの社会的地位が次第に高くなり、それにつれて韻書の重要性も増すことになった。何よりも押韻を間違えては科挙の合格はおぼつかないからである。押韻の間違いに由って落第したものについてのよく知られた例として、次のようなものがある。

宋済は何度も科挙の受験をするうちに年を取ってしまった人である。彼の行動には面白いところがあった。ある時、賦（押韻した文章）の試験に際し、かれは規定の押韻（官韻）を間違えてしまった。そこでかれは胸を拳で叩いて（悲嘆にくれる動作）「わたくし宋済はまたしても不注意をしでかした」と言い、これによって有名になった。後に科挙の試験を取り仕切る礼部が合格者の名前を皇帝に上呈したとき、徳宗皇帝は、まず「宋済は不注意を免れたか」と訊かれた。<sup>(1)</sup>

このようにきびしい押韻規則は、韻書の需要を促進することになり、出版文化の勃興期唐代に新しく起こった印刷技術が、早速需要の多い実用書である韻書に適用され、初期の印刷物として韻書が印刷されたことが知られている。たとえば、八六五年に唐より帰国した宗叡の『新書写請来法門等目錄』<sup>(2)</sup>には「西川印子唐韻一部五卷、同印子玉篇一部三十卷」と言うように、漢字字書と並んで印刷された韻書が挙げられている。「西川」は現在の四川省、「印子」は印刷物と考えられる。唐代では、仏教の陀羅尼など宗教関係の実用書や、医学書、暦など日用実用書が多く印刷されたが、韻書も初期の印刷物に含まれ、当時、広範な需要の存在したことが分かるのである。

南北朝を統一した隋の時代に、陸法言を中心とする南北の学者八人が集まり、中国語の押韻の枠組みを研究、そ

の成果として、全ての漢字音を一九三のグループに分類する『切韻』が隋・仁寿元年（六〇一）に完成する。基本は、洛陽を中心とする標準的な讀書音である。その後、増訂が繰り返されたが、基本的枠組みには変化無く、宋代にその集大成、勅撰の『廣韻』が編纂され、王朝公認の韻書となる。中国語は唐宋時代に北方を中心に非常に大きな言語変化を起こし、北方人は押韻規則を丸暗記しなければ、科挙の要求する詩作に対応出来なくなるが、極めて多様な方言の存在と地域的対立の要素もあり、現実に即した押韻基準の変更は行われなかった。したがって、韻書は非常に抽象的な中央言語の規範として存在し続けることになったのである。科挙制度に詩賦が課せられた唐宋の約五二〇年間ばかりでなく、二〇世紀初頭まで、膨大な量の近体詩が作成されたが、現実の言語変化にも関わらず押韻規則の変更は行われず、『切韻』系統の韻書が詩作を拘束し続けたのである。たとえば、中原音韻など、いくつか現実の言語との折り合いを付けるための努力はなされたが、固定化した詩韻の縛りをうち破ることはなかった。たとえば、宋代には、音楽に併せて歌われる宋词という文芸ジャンルがあったが、科挙とは全く関係のない存在であったため、その音韻体系は、ある程度時代差を反映するものとなっており、また、各地方の方言差をも反映して、一定の押韻システムに収束するものではないと指摘されている。<sup>(13)</sup> 科挙制度を背景とした規範が存在しない場合の状況を予想させるものである。

唐代以降、正統的詩歌として社会が認定した詩歌は、社会の現実の言語状態から乖離し、韻書によって規定されたものであり、それらを後天的に学び修得したものによってのみ作成可能なものであった。近体詩の規則から自由な古詩という詩歌のスタイルが存在するが、これすらもたとえば清朝初期、古詩の平仄規則が問題となり、古詩を作成するにあたって律句を含まないことが規則化されたように、古詩すらも自由な詩形ではなく、近体詩との対立の相のもとで存在し得た詩形なのである。<sup>(14)</sup> したがって、人々の心の表現である詩歌のスタイルすらも、唐宋代以降、

中国社会において最も正統されたのは、科挙に採用された近体詩であり、科挙の韻文試験は、それ以降の中国社会の詩歌のスタイルを拘束したのである。

唐代に成立した近体詩はまさしく唐代における中央言語に基づき形成されたものである。ところが言語は変化する。宋代には既に大きな変化が起こり、特に北方において、現実の言語からの乖離は大きくなり始める。しかし、科挙に韻文学が要求され、参照体系としての押韻、平仄は、切韻系韻書に固定化され、五百年も続くと、その制度が終わり、科挙に詩が要求されなくなっても、なお、詩韻という形で詩に対する拘束は続き、二十世紀に至ったのである。<sup>(15)</sup>

宋・章如愚『群書考索』後集卷三十六「咸平三年（一〇〇〇）七月、待制の戚給と禮部貢院とが次のように上言した。……以前の勅令では、科挙の試験場に『玉篇』『廣韻』だけは持ち込みが許可されていた。今後、『官韻略』以外は書物の持ち込みを禁止し、監督の役人に密かに調査させ、違反者は即刻摘み出し、従来通り罰として科挙受験を一回禁止させるようにされたい。

宋・許觀『東齋記事』禮部韻「唐の孫愐が始めて幾つかの韻書を集めて『唐韻』を作成してから、『唐韻』以外の韻書は姿を消した。宋の真宗皇帝（九九七—一〇二二）の時に、陳彭年、晁迥、戚綸が科挙の制度を整備し、『字林韻集略字』及び『三蒼爾雅』を編集して『禮部韻』とした。あらゆる試験場での規則は、全て格（法律文）として整った。また、景祐四年（一〇三七）、国子監に詔を下し、翰林学士丁度が編纂した『禮部韻略』を頒布施行させた。初め、崇政殿説書の賈昌朝が以前の『韻略』には、意味の解釈を付けていない文字が



多く、さらに、声調を決定出来ない字や重複して出てくる字が意味不明で、受験者が詩賦作成に当たって誤用することになるかもしれないと奏した。かくして、詔が下され、丁度等に唐代の何人かの学者の韻書に基づき、韻部の狭い部分を訂正させること全部で三十箇所、近い韻部は通用させることを許した。声調を決定出来ない字や重複して出てくる字は、すべてその下に注を加え解釈した。たぶんこれが現行の『礼部韻』であろう。

また、宋・魏泰『東軒筆録』には次のような逸話を伝える<sup>16)</sup>。宋代を代表する文学者であっても、押韻を間違うことで落第することが有った例である。早くに父を亡くした欧陽脩は、伯父の元で成長し、かなり貧しい生活であったことが知られており、意図しての落第とは考えにくい。

欧陽脩が十七才の時（天聖元年、一〇三三年）、随州で科挙の試験（解試）を受け、規定の押韻（官韻）を間違ったということで、不合格になった。天聖年間以降は、文章として駢文が尊重されており、この時、随州では「左氏は之を誣に失する論」（『春秋穀梁伝』范甯序「左氏艶而富、其失也巫」）『春秋左氏伝』は文章が美しく立派であるが、鬼神や予言等の記述が多いのが欠点である）についての論」という題の賦（押韻した文章）が課題であった。欧陽脩はこの課題で答案を作成し、左氏の鬼神や予言等の記述をことごとく取り上げた。その一部には次のように言う、「晋では石がものを言い（『左伝』昭公八年）、莘では神が地に降った（『左伝』莊公三十二年）、鄭では二匹の蛇が戦い、内側の蛇が負け（『左伝』莊公十四年）、魯では新しい鬼神（僖公の霊）が大きく、古い鬼神（閔公の霊）が小さい（『左伝』文公二年）。不合格にはされたが、奇抜な文章として、当時大いに喧伝された。いま、欧陽脩の文集中にはこの文章は収められておらず、最近、私はどこの学校でも

この文章を暗誦しているのを聞いただけである。

### 三 詩学の術学化

詩が試験の対象になるということは、受験者に何を要求するものとなるか。それは、哲学や政治論、政策論を要求するものではなく、ひたすら博識と技巧的完璧さを要求するものとならざるを得ない。<sup>(17)</sup> こうした試験制度が社会に対して広く実施され、社会的地位の上昇を目指すものにとっての必須の状況となることが五百年間持続したのである。人生の一通過地点に過ぎない試験制度ではあるが、そこで形成される基盤的教養が有るべき士大夫の持つべき教養として規範化され、当時の詩や詩学に対しても多くの影響を与えるようになるのである。ここで、杜詩の評価について見てみよう。現代の我々にとって、中国の古典文学において最も傑出した詩人の一人として杜甫を挙げることが多い。その場合、杜甫の詩人としての評価は、社会批判的詩風、ヒューマニズムが中心となる。それは、唐代の杜甫評価と共通性を持つ。<sup>(18)</sup> とくが、このような評価とは異なり、杜甫の高い評価が確定した宋代においては、実に特異な観点から杜甫は評価されていたことに気づくのである。たとえば、最も早く杜甫を評価した人物として北宋の王安石がいるが、かれは、杜甫の詩集につきのような序文を書いている。<sup>(19)</sup>

王安石・老杜詩後集序「私が昔の詩を考える時、杜甫の作品を最も愛するのは、その言葉の出所を一つとして究めることが出来ず、未だに学び得ることの出来ないのを悩むからである。……皇祐四年（一〇五二）五月日、臨川王某序」。

博覽強記をもって知られた王安石の杜甫評価は、杜甫の博識に重きが置かれ、杜甫の詩に用いられた言葉の出典について、王安石を以てしても全てを確認出来ないことを高く評価する。こうした特異な杜甫評価は、王安石詩論の特徴の一つである博識を裏付けとするが表面的には技巧的に見えない詩の追究と通底するものである。<sup>(20)</sup>

また、同時代の著名な詩人黄庭堅の杜詩評価も同じ観点からなされている。

自ら言葉を創造することは最も困難なことである。杜甫が詩を作り、韓愈が文章を作った時、その言葉には来歴の無いものが一つとして無かった。思うに、後世の人は書物を読むことが少なく、それ故韓愈・杜甫が自ら言葉を創造したと考えているのである。昔の文章の名手は、本当に万物を精練することに長け、古人の陳腐な言葉を文章中に用いても、靈妙な丹藥の一粒が鉄を金に変化させるように、みごとに効果をあげている。<sup>(21)</sup>

現代の我々からすると極めて奇妙であるが、宋代における杜甫の詩人としての評価は、その詩語に全て来歴があること、然るべき古典や過去の文学作品にその根源が求められることが中心となっているのである。このように北宋の詩論の背景には、博識信仰が存在し、北宋詩人の詩の難解さはその結果生じたものである。そのため、北宋の著名な詩人達の詩集は、すでに同時代人によって何種類もの注釈書が作成され出版されたのである。同時代人にとっても注釈なしでは十分な理解が出来ない詩というのが、宋代の詩風の一面であった。このような風潮の中で形成された黄庭堅の詩論も極めて特異なものである。

黄庭堅はこう述べている。「詩的情緒はきわまらないものであるが、人の才能は限りがある。限りある才能でもって、きわまらない詩的情緒を追求するなら、陶淵明・杜甫のような優れた詩人であってもよい詩を作ることはできない。ところが、その詩的情緒を変えることなく、他の言葉を用いてそれを表現する（方法がある）、これを換骨法という。またその詩的情緒の核心をつかんでそれを模倣する（方法がある）、これを奪胎法という。<sup>(22)</sup>

しかし、こうした詩風は、後世、極めて厳しい批判の対象となった。金・王若虚は次のように言う、「黄庭堅の詩論には、「奪胎換骨、点鉄成金」のたとえが有り、世間ではこれを名言としている。私からいえば、ただこざかしい剽窃者にすぎない」<sup>(23)</sup>。

やがて、黄庭堅の詩論は、江西詩派の詩人達を生みだして行くが、南宋朝、反江西詩派の詩人達から、厳しい批判を浴びることになる。宋代の詩学の方向は単一ではない。しかし、その重要な一部分としての術学化の方向は、否定しがたいのである。南宋後期の文学理論家である嚴羽『滄浪詩話』はつぎのように言う。<sup>(24)</sup>

宋朝の詩人たちは、特異な理解をし、字句をひねくって詩を作ったり、才智をひけらかして詩を作ったり、議論をこねまわして詩を作ったりする。上手く作れないはずがないが、結局古人の詩ではない。思うに、一唱三嘆のひびきに欠けるところがある。かつ、その詩は典故を多用し、興趣を問題にしない。どの表現にも必ず来歴があり、どの押韻にも必ず出処がある。何度も読んで最後まで行っても、何が言われていたのかよくわからない。

さらに、南宋を代表する詩人陸游は反江西詩派の詩人として、自らの詩人としての経歴を「九月一日夜詩稿を讀みて感有り筆を走らせて歌を作る」という詩の中で次のように述べている。<sup>(25)</sup>

我昔學詩未有得

殘餘未免從人乞。

力孱氣餒心自知、

妄取虛名有慚色。

四十從戎駐南鄭、

酣宴軍中夜連日。

打毬築場一千步、

閱馬列廐三萬疋。

華燈縱博聲滿樓、

寶釵艷舞光照席。

琵琶弦急冰雹亂、

羯鼓手勻風雨疾。

詩家三昧忽見前、

屈賈在眼元歷歷。

我れ昔詩を学ぶに未だ得ること有らず、

殘余未だ人に從いて乞うを免れず。

力孱く氣餒う心自ら知り、

妄りに虚名を取り慚色有り。

四十戎に從いて南鄭に駐し、

宴を軍中に酣にして夜日に連ぬ。

毬を築場に打つ一千歩、

馬を列廐に閱す三萬疋。

華燈縱に博し聲樓に滿つ、

寶釵艷に舞い光席を照らす。

琵琶弦急に冰雹乱れ、

羯鼓手勻い風雨疾し。

詩家の三昧忽ちに見前し、

屈賈眼に在りて元より歴歷たり。

天機雲錦用在我、天機の雲錦用は我に在り、  
翦裁妙處非刀尺。妙処を翦裁するは刀尺に非ず。

（私は昔詩を学んだがまた会得するところがなかった。それで、現在まで持っているこの詩稿は、江西詩派の奪胎換骨の詩法を用いて詩句や発想を古人から借りてくるのをまぬがれていない。力弱く氣力のないことを自分でも知り、空しく詩人としての虚名を得たことに恥ずかしさを感じていた。四〇歳になって従軍して南鄭に駐留し、夜に日をついで宴会にあけくれた。千歩もある広い競技場でポロを行い、三万匹の馬を厩舎に観閲する。華やかなともしびれのもと賭博にあけくれ、声はたてもものの中に響きわたり、つやっぱく舞う妓女たちの美しい釵の輝きが酒席をてらす。琵琶のメロディは高まり電が乱れ落ちることく、羯鼓のリズムは調い風雨のようにはやい。詩人の秘訣がたちまちたちあらわれ、古代の文学者屈原や賈誼が目前になんとありありと見えた。天上のはたおりで織りだした雲の錦（自然の美）を詩にするのは自分であり、すばらしく仕立てあげるのは既製の道具によるのではない）。

こうして、詩人としての確信を得た陸游は、隨筆の中でも次のように述べている。「今の人が詩を作っても、かならず典拠があるのに、彼らは自分では気づいていない。もしそれに注釈をつけるならば、どの字句にも典拠があるだろう。ただその詩がつまらぬ詩であることはまあ間違いない<sup>(26)</sup>」。では彼が主張する詩とは何か。次の詩は息子への語りかけの形を借りてそれを述べたものである<sup>(27)</sup>。

我初學詩日、我れ初めて詩を学びし日、

但欲工藻繪。 但だ藻繪に工ならんと欲す。

中年始少悟、 中年にして始めて少悟り、

漸若窺宏大。 漸く宏大を窺うが若し。

……

詩爲六藝一、 詩は六藝の一たり

豈用資狡獪。 豈に用って狡獪に資せんや。

汝果欲學詩、 汝果して詩を学ばんと欲せば、

工夫在詩外。 工夫は詩の外に在り。

（私が詩を勉強しはじめたころ、ただ裝飾的表現がうまくなればと思っていた。中年になってはじめて悟るようになり、しだいに気宇壮大さを目指すようになった。……詩は古代の六つの教養の一つである。どうしてそれを戯れの道具にしようか。おまえがもし詩を学ぼうと思うなら、努力は詩以外の現実生活にこそそそぐべきだ。）

また、南宋の思想家朱熹も江西詩派的な詩風に批判的である。『朱子語類』には、次のように言う<sup>(28)</sup>。

最近の詩は、その言葉に必ず典故を求める傾向がある、という人がいるが、中国古代の詩集『詩経』中の特に有名な「関関たる雉雉」という詩のどこに典故があるというのか。

#### 四 哀しき秀才

五百年続いた韻文試験が何を生み出したか。そのある種の結果を南宋最後の宰相文天祥に見てみよう。科擧の高位合格者は何よりも科擧制度そのものが生み出す文化的な全てを体現している。制度に沿い、何の疑問も感じることなく社会的に準備されたルートを取ることににより、ある到達点に達した人材が彼らである。その意味で、科擧の高位合格者にして、歴史上の偶然にもよるが、南宋最後の宰相となった文天祥は興味深い人物である。文天祥（一二三六—一二八三）、字履善、号文山、吉水の人。宝祐四年に進士第一で科擧に合格している。元の軍隊が南宋に迫り、南宋自体、崩壊の兆しを明らかにしつつあった徳祐二年（一二七六）正月、右丞相すなわち宰相の任につく。臨安が陥落した後、レジスタンス活動を行うが、結局、至元十五年十二月元軍に捕まり、大都へと送られる。大都での獄中、元朝より出仕の要請もあったが、節を守り、十九年十二月に刑死する。獄中において、南宋末期の歴史の経過を、集句という技巧的な詩形を用いて綴った「集杜詩」二百首は特に有名である。集句は、王安石が得意とした極めて技巧的遊戯的詩形で、過去の詩人の詩句をつづり合わせ、押韻、平仄、対句等近体詩に要求される全ての規則を満たして作られる詩である。文天祥のこの作品は、杜甫の詩集を丸暗記した上で、其れを組み替え五言詩二百首としたものである。三百年続いた宋王朝が、賈似道の十五年にわたる宰相としての執政期に崩壊へと向かう様子が始まり、時間の経過をたどって、文天祥の入獄まで、そして一族、友人のこと、故郷への思いを歌った作品である。百四十三番の妻のことを詠んだ詩は次のようである。<sup>(20)</sup>



妻 第一百四十三

景炎二年（一二七七）八月十七日、空坑の戦いに敗れた。私の妻の歐陽氏、娘の柳娘、環娘、息子の佛生、それに環娘の生母の顔氏、佛生の生母の黄氏が皆敵の手に落ちた。すぐに、彼らは隆興から北に連れ去られ、佛生だけが死亡したと聞いた。人の世にこんな災厄が有るなんて、哀しいことだ。

結髪爲妻子、結髪して妻子と爲り、

倉皇避亂兵。倉皇として亂兵を避く。

生離與死別、生離と死別と、

回首淚縱橫。回首すれば淚縱横たり。

（髪を結い上げる年頃に妻を迎え、長い年月共に過ごしたが、兵乱の最中、妻を置いて慌てて逃げることになった。妻とは生き別れ、息子とは死に別れ、振り返れば涙が流れる）。

第一句は杜甫の「新婚別」という五言古詩中の第五句、第二句は同じく杜甫の「破船」という五言古詩中の第五句、第三句は杜甫の「賀蘭鈺に贈り別る」という五言古詩中の第十五句、第四句は杜甫の「熟食日、宗文・宗武に示す」という五言律詩中の第八句である。古詩中から近体詩の平仄に一致する句を選び出してきているのも技巧的である。

こうした個人的な感情を歌う作品すらも、極めて技巧的遊戯的な集句という技法を用いて歌われたことは、現代の我々にとってはたいへん奇妙に思える。彼自身もそうした評価を予想してか、序文中には次のように述べている。<sup>30</sup>

私が、元の大都の獄中であつたとき、する事も無く、杜甫の詩を暗誦し、次第に習熟していった。心に湧き起る様々な事柄を、杜甫の五言詩をそのまま利用し、組み替えて絶句を作った。しばらくしてそれは二百首にもなった。私が心から言おうと思つたことは、すべて杜甫が先んじて私のために代わりに言っている。日々この詩句を味わい手放さずにいると、ひたすら自分自身の詩のように思われ、杜甫の詩であるのを忘れてしまつた。こうして始めて分かつたことだが、杜甫の詩は、杜甫自身が作ることの出来た詩ではなく、詩句そのものが人間の生まれつきの本性中の言葉であり、それが杜甫を経由して言われたものに過ぎないのである。杜甫は私と数百年の隔たりがあるが、その言葉が私に用いられたということは、二人の本性が同じと言ふことではないだろうか。昔の人は、杜甫の詩を評価して詩史といつたが、おそらく杜甫の詩は、歌の言葉に歴史事実が込められており、毀誉褒貶の意図がそこに明らかになっているので、たとえ「史」といっても構わないということだろう。私が杜甫の詩から作つた集句には、宋王朝が滅亡してからの世の移り変わりや人の有り様があらまし表現されている。この作品はある意図をもって作つた詩ではないが、後世の優れた歴史家が考証を加えてくれればと願っている。庚辰の歳（一一八〇）、己卯の月、庚末の日、文天祥記す。

この集杜詩は、以前に作つたものだが、失意の内に過ごす晩年であつて今まで生きながらえるとは思つていかなかった。儒教の伝統はもとより今も存在しているが、天は一体誰にそれを託そうとするのか。ああ、千年に一人出るといふ聖人の心でなければ、このことを語るのに十分ではない。壬午（一一八二）の歳正月元日、文天祥書す。

しかし、こうした彼の弁明にもかかわらず、やはり、同じ本性から出るのであれば、自らの言葉を用いて述べて

も良いのではないかという反論がなりたつであろう。我々は今日の目から、当時の極限状態にあった文天祥の行為を非難するものではないが、彼自身がこうした技巧的スタイルを選択したことの意味は問われなければならない、広い意味で科挙制度という試験制度によって生み出された文化的エリートの教養的基盤、感覚がこうした行為には反映していると感じざるを得ないのである。彼は自らの体験に裏打ちされた声を持たなかったのか。個人的感情すらも、制度的に準備された技巧的詩歌の中でのみ語られるのを見るとき、科挙エリートという制度によって生み出された人々とその感覚の在り方を思わざるにはいられない。これもまた、試験制度の伝統が、文化に現実からの乖離を生み出させた一つの例として見る事ができる。

## 五 おわりに

試験制度が社会そのものどのような関係を有するかは、簡単な回答を許さない極めて複雑な問題である。しかしながら、現代の我々は否定し難く試験社会に生きている。試験制度そのものが要求する参照体系に添うことは、試験社会にあって上昇を目指すものにとっては必要な作業であり、我々にとっても例外ではない。したがって、試験制度について歴史的探究の必要性は現代に生きる我々にとって無視し得ないものとなる。この論文においては、中国において社会的に広く行われた科挙制度の一つの文化的側面について検討を行った。中国社会においては、韻文が試験の対象となり、制度的に社会全体に対して広く長期間にわたって行なわれた。その結果、現実の言語状態から乖離した近体詩というスタイルが中国の正統な詩形となり、二十世紀まで続いた。また、詩学の方面では、中国における九世紀から十二世紀の文学は術学化の道を進むことになった。

文化そのものがある形式を持つものであるならば、文化的拘束と文化の間には何らの差異もない。そこでは文化そのものが、拘束の別名ともなる。しかし、人は現実に触れることで意味を生みだし、世界を拡大してゆく。術学化した文化、アレキサンドリアの学は、現実から乖離し新たな意味を生みだしはしない。中国で五百年続いた韻文試験の時代が我々に教えてくれること、それは試験制度自体が価値の固定化を生みだし、現実感覚を喪失させてしまう可能性を有すること、試験制度に忠実に添うことの危うさであろう。

注

- (1) 唐・沈既濟「詞科論」に「初國家自顯慶（六五六—六六一）以來、高宗聖躬多不康、而武太后任事、參決大政、與天子並。太后頗涉文史、好雕蟲之藝、永隆（六八〇—六八一）中始以文章選士。及永淳（六八二—六八三）之後、太后君天下二十餘年、當時公卿百辟、無不以文章、因循遐久、浸以成風」(『全唐文』卷四七六)とある。
- (2) 清・徐松『登科記考』（中華書局、一九八四年）卷二・永隆二年「八月、詔曰、……進士試雜文兩首」とあり、徐松の注に「按雜文兩首、謂箴銘論表之類」という。
- (3) 傅璇琮『唐代科挙与文学』（陝西人民出版社、一九八六年）第十四章參照。
- (4) 何忠礼『宋史選舉志補正』（浙江古籍出版社、一九九二年）附録三「宋代進士科省試試卷内容變遷表」參照。
- (5) 近藤一成「王安石の科挙改革をめぐって」(『東洋史研究』四六・三、一九八七年)。王安石「臨川先生文集」(中華書局、一九七一年)卷四二「乞改科條制節子」に「宜先除去聲病對偶之文、使學者得以專意經義」。
- (6) 蘇軾『經進東坡文集事略』（四部叢刊所収）卷二九「議學校貢舉狀」。
- (7) 『元史』（一九七六年、北京、中華書局）選舉志一「太宗始取中原、中書令耶律楚材請用儒術選士、從之。九年秋八月、下詔命斷事官朮忽縛與山西東路課稅所長

官劉中、歷諸路考試。以論及經義、詩賦分爲三科」  
「至仁宗皇慶二年十月、中書省臣奏『……夫取士之法、  
經學實修己治人之道、詩賦乃摘章繪句之學。自隋唐以  
來、取人專尚詞賦、故士習浮華。今臣等所擬將律賦省  
題詩小義皆不用、專立德行明經科、以此取士、庶可得  
人』」。

(8) 仁宗皇帝に対して科挙制度についてのアドバイスを  
与えたのは李孟である。李孟(一二五五—一二三二)  
は、皇慶二年(一二三二)夏、平章政事議中書省事の  
地位に在ったとき、仁宗から人材登用について相談を  
受け、次のように述べている、「人材所出、固非一途、  
然漢、唐、宋、金、科舉得人爲盛。今欲興天下之賢能、  
如以科舉取之、猶勝於多門而進。然必先德行經術、而  
後文辭、乃可得真材也」(『元史』卷一七五)。ところが、  
『元史』選舉志一・科目によれば、既に世祖の時  
代、至元初年から二十一年にかけて、科挙の施行が議  
論され、最終的に実施はされなかったが、制度自体は  
決定されていた。その際、許衡は、学校及び科挙の方  
法を論じて、「罷詩賦、重經學、定爲新制」と述べて  
いる。

(9) 『明史』(一九七四年、北京、中華書局) 選舉志二  
「洪武三年詔曰『漢唐及宋、取士各有定制。然但貴文  
學而不求德藝之全』。『明太祖實錄』卷五二・洪武三  
年五月己亥「詔設科取士。詔曰、朕聞、成周之制、取

才於貢士、故賢者在職、而其民有士君子之行、是以風  
淳俗美、國易爲治、而教化彰顯也。漢唐及宋、科舉取  
士、各有定制、然但貴詞章之學、而不求德藝之全」。  
また、『明史』選舉志二に「科目者、沿唐宋之舊、而  
稍變其試士之法、專取四子書及易、書、詩、春秋、禮  
記五經命題試士。蓋太祖與劉基所定」ということから、  
劉基が太祖とともに科挙制度の策定に関わっていたこ  
とが分かる。劉基は元の至順年間の進士である。

(10) 『欽定大清會典事例』(一九七六年、台北、新文豐出  
版公司) 卷三百三十一禮部・貢舉を参照。

(11) 『唐國史補』下「宋洎老于文場、舉止可笑、嘗試賦、  
誤失官韻、乃撫膺曰『宋五又坦率矣』。由是大著名。  
後禮部上甲乙名、德宗先問曰『宋五免坦率否』」(上海  
古籍出版社、一九五七年)。

(12) 『大正新修大藏經』(大正新修大藏經刊行會) 目錄部。  
(13) 王力『漢語詩律學』(『王力文集』第十四卷、山東教  
育出版社、一九八九年) 第三章詞、『中國語學新辭典』  
(光生館、一九六九年) 宋詞(田中謙二) 参照。

(14) 趙執信『談龍錄』。

(15) 宋・章如愚『群書考索』後集卷三十六「咸平三年  
……七月丙子、待制戚給(『宋會要輯稿』選舉十四之  
十九)によれば「戚給(九五四—一〇二一) 與禮部貢  
院上言、……舊勅、止許以篇韻(玉篇・廣韻) 入試。  
今請除官韻略外不得懷挾書策、令監門巡捕官潛加覺察、

犯者即時抉出、仍殿一舉」。(中文出版社、一九八二年)。

宋・許觀『東齋記事』禮部韻「至唐孫愬始集爲唐韻、諸書遂爲之廢。本朝眞宗時、陳彭年與晁迥・戚綸、條貢舉事、取字林韻集略字及三蒼爾雅爲禮部韻。凡科場儀範、悉著爲格。又景祐四年、詔國子監以翰林學士丁度修禮部韻略頒行。初、崇政殿說書賈昌朝言舊韻略多無訓解。又疑單聲與重疊字不韻義理、致舉人詩賦或誤用之。遂詔度等以唐諸家韻本、刊定其韻窄者、凡三十處、許令附近通用。疑單聲及疊出字皆於字下注解之。此蓋今所行禮部韻也」(叢書集成初編三二三、一九八五年)。この他、『廣韻』上平例言「大宋重修廣韻一部、凡二万六千一百九十四言、注一十九万一千六百九十二字」(藝文印書館、一九七六年)、元・黃公紹編輯、熊忠舉要『古今韻會舉要』凡例・韻例「一、禮部韻略、本以資聲律便檢閱。今以韻會補收闕遺、增添注釋、凡一萬二千六百五十二字。說文掇古或作之字、不係數。一、禮部韻略、元収九千五百九十字。有因申明續降及諸家補遺續添之字、舊於本韻後、別作一類。今逐韻隨音附入、注云、禮韻續降、禮韻補遺、凡三百四十四字。續降六十三字、補遺六十一字。一、江南監本免續進士毛氏

昇增修禮部韻略、江北平水劉氏淵壬子(一二五二)新刊禮部韻略、互有增字。今逐韻隨音附入、注云、毛氏韻增、平水韻增、凡二千四百四十二字。毛氏增一千七百一十字、平水韻增四百三十六字。……一、舊韻、上平下平

上去入五聲、凡二百六韻。今依平水韻、併通用之韻爲一百七韻」(大化書局、一九七九年)。

一九一六年十月、アメリカ留学中の胡適が『新青年』二卷二号に投稿した文章をきっかけとして文学改良を旨とした白話運動がはじまる。胡適の文章を受けて、一九一七年五月『新青年』三卷三号に劉半儂の「我之文學改良觀」が發表された。劉半儂はこの文章で、韻文の改良を唱え、その第一に「破壞舊韻、重造新韻」を主張している。彼の挙げる解決策は、「(一)作者各就土音押韻、而注明何處土音於作物之下、此實最不妥當之法、然今之士音、尚有一着落之處、較諸古音之全無把握、固已善矣。(二)以京音爲標準、由長於京語者造一新譜、使不解京語者有所遵依。此較前法稍妥、然而未盡善。(三)希望於『國語研究會』諸君、以調查所得、撰一定譜、行之於世、則盡善盡美矣」。當時の詩韻の拘束の様子が逆に見て取れる。

(16) 宋・魏泰『東軒筆錄』卷十二「歐陽文忠公年十七、隨州取解、以落官韻而不収。天聖已後、文章多尚四六、是時隨州試左氏失之誣論、文史論之、條列左氏之誣甚悉、其句有「石言于宋」晉、神降于莘、外蛇鬪而內蛇傷、新鬼大而故鬼小」。雖被黜落、而奇警之句、大傳于時。今集中無此論、頗見連庠誦之耳」(中華書局、一九八三年)。

(17) 唐代の詩賦試験について採点基準がわかる資料があ

る。唐末の范攄『雲溪友議』巻二に「文宗元年秋、詔禮部高侍郎錯、復司貢籍、曰、……其所試、賦則常規、詩則依齊梁體格」とあり、開成元年（八三六）當時、詩については、六朝の齊梁時代の詩のスタイルを基準としていたことが分かる。したがって、極めて技巧的で華麗な詩風である。また、南宋・陸游『老學庵筆記』巻八「國初尚文選、當時文人專意此書、故草必稱王孫、梅必稱驛使、月必稱望舒、山水必稱清暉。至慶曆後、惡其陳腐、諸作者始一洗之。方其盛時、士子至爲之語曰、文選爛、秀才半」とあわせ見るならば、梁・蕭統『文選』所収の詩文を中心とした技巧的で華麗な南朝齊梁体詩風が、科挙の詩賦試験の基準であり、唐代から北宋半ばまで継続したことが分かる。その後、歐陽脩等の儒教主義の影響で、基準は平明な詩風へと変化し、その後、王安石の改革により、詩賦試験は經義に置き換えられることになるのである。北宋前期中期の科場の状況については、拙稿「北宋文学史の展開と太学体」、『鹿大史学』第三六号、一九八九年一月）参照。『文献通考』巻三二によれば、沿革の経過は「熙寧四年（一〇七二）、始罷詞賦、專用經義、取士凡十五年。至元祐元年（一〇八六）、復詞賦、與經義並行。至紹聖元年（一〇九四）、復罷詞賦、專用經義、凡三十五年。至建炎二年（一一二八）、又兼用經賦」となるが、そもそも神宗皇帝が詩賦を廃したのは、

「以聲律偶對之文彫蟲篆刻、不足以發揮聖人之餘蘊」  
（『宋會要輯稿』選舉四之七）という詩賦試験の技術的  
性格であった。逆に、元祐元年に詩賦試験復活の議論  
の中で、侍御史の劉摯が經義論策試験を批判して、  
「非若詩賦之有聲律法度、其是非巧拙、一披卷而盡得  
知也」  
（『統資治通鑑長篇』卷三六八）  
と云うのを見て  
も、受験者の技術的力量について判断がしやすいこと  
が詩賦試験の利点として挙げられている。

(18) 許綸著、加藤国安訳注『杜甫論の新構想』（研文出版、一九九六年、原著『杜詩学発微』内篇、南京出版社、一九八九年）第一章「唐代における杜詩論」や川合康三「唐代文学」（興膳宏編『中国文学を学ぶ人のために』世界思想社、一九九一年）によれば、杜甫の唐代における評価は、韓愈、白居易、元稹等中唐の文士者によって特にその社会性が評価されたことが分かる。中唐の文士者達は自らが目指していたものを杜甫の詩の中に見出したのである。

(19) 王安石・老杜詩後集序「予考古之詩、尤愛杜甫氏作者、其辭所從出、一莫知窮極、而病未能學也。……皇祐壬辰五月日、臨川王某序」  
（『臨川先生文集』中華書局、一九七一年）。

(20) 石林詩話卷上「王荊公晚年詩律最精嚴、造語用字、間不容髮。然意與言會、言隨意遣、渾然天成、殆不見有牽率排比處。如一含風鳴綠鱗鱗起、弄日驚黃裏裏垂、

讀之初不覺有對偶。至「細數落花囚坐久、緩尋芳草得歸遲」、但見舒閒容與之態耳。而字字細考之、若經矚括權衡者、其用意亦深刻矣」。(『歷代詩話』中華書局、一九八一年)。

(21) 黃庭堅『豫章黃先生文集』卷十九・答洪駒父書「自作語最難。老杜作詩、退之作文、無一字無來處。蓋後人讀書少、故謂韓杜自作此語耳。古之能爲文章者、真能陶冶萬物、雖取古人之陳言、入於翰墨、如靈丹一粒、點鐵成金也」。

(22) 惠洪『冷齋夜話』卷一「山谷云、詩意無窮而人之才有限。以有限之才追無窮之意、雖淵明少陵不得工也。然不易其意而造其語。謂之換骨法、窺入其意而形容之、謂之奪胎法」。

(23) 『溇南詩話』卷下「魯直論詩、有奪胎換骨點鐵成金之喻。世以爲名言。以予觀之、特剽竊之點者耳」。

(24) 嚴羽『滄浪詩話』詩辯「近代諸公乃作奇特解會、遂以文字爲詩、以才學爲詩、以議論爲詩。夫豈不工。終非古人之詩也。蓋於一唱三歎之音、有所歉焉。且其作多務使事、不問興致。用字必有來歷、押韻必有出處。讀之反覆終篇、不知着到何處」。

(25) 『劔南詩稿校注』卷二十五・九月一日夜讀詩稿有感走筆作歌。

(26) 『老學庵筆記』卷七「且今人作詩、亦未嘗無出處、渠自不知。若爲之箋注、亦字字有出處。但不妨其爲惡

詩耳」。

(27) 『劔南詩稿校注』卷七十八・示子邁。

(28) 『朱子語類』卷一四〇、論文下「或言今人作詩、多有出處。曰、關關雎雎、出在何處」。

當時の江西詩派的詩風に批判的な朱熹は、科挙改革を論じて、詩賦試験の廃止を提案した「學校貢舉弘議」(『朱子文集』卷六九)を著している。『宋史』卷一五六・選舉志・科目下には、「時朱熹嘗欲罷詩賦、而分諸經、子、史、時務之年。其私議曰、……其議雖未上、而天下誦之」と述べ、上奏はしなかったが、當時の人々に広く知られた文章であったことが分かる。

こうした文学作品への批判的視線は、朱子学や新儒教に特有のものではない。たとえば、六朝を代表する文学理論書である劉勰『文心雕龍』は、文学作品の要を、道理に基づき(原道)、聖人を師とし(徵聖)、經書を軸に(宗經)するべきであると論じたが、これは儒教による文学の管理を宣言したものである。儒教を軸とした王朝体制にあっては、文学は常に儒教の本質から逸脱する要素を有しており、管理の対象であった。王朝システム内に流通する詩文はしばしば「浮華」「浮艶」という言葉で、儒教サイドから批判されている。ただし、「浮華」「浮艶」という同じ言葉を使った場合でも、批判の対象は技術的側面、題材、内容と種々様々で、當時の個別的状況と密接に関連する。傳璇琮



『唐代科挙与文学』（陝西人民出版社、一九八六年）第十三章によれば、玄宗の開元二十四年（七三七）の『帖經条例』には「進士以聲律爲學、多昧古今」（『唐會要』卷七十五）とあり、詩賦試験の受験者が知的遊戯に傾倒し歴史や現実政治に暗いという批判をうけている。さらに、安史の乱の後、代宗広徳元年（七六三）には、楊綰等による科挙廃止論が提出された。この時、進士選抜は永年の慣習であるという理由で、廃止論自体は採用されることはなかったが、文学作品の詩賦が官吏採用に適用しているかどうかは常に議論の的であった。有名な経学者啖助の弟子である趙匡の上奏文「進士者、時共貴之、主司褒貶、實在詩賦、務求巧麗、以此爲賢。不惟無益於用、實亦妨其正習、不惟撓其淳和、實又長其佻薄」（『全唐文』卷三五五「舉選議」）をうけて、建中三年（七八二）には詩賦に替わって箴が出題されたが、五、六年の短期間に過ぎなかった。李徳裕が宰相であった大和七年（八三三）進士科において詩賦が廃されたが、翌々年には元にもどっている。常に儒教サイドからの改革論は存在したが、有力な対案の無いまま、詩賦試験は維持された。北宋、南宋における詩賦試験存廢の経過は、すでに述べた。儒学にとって文学は常に管理の対象であったのである。

程朱の学、新儒教が社会に浸透する中で、人材選抜の基本的考えは、明確に德行を中心とするようになる。

元、明において詩賦試験が科挙から外されていく過程も、新儒教の官学化と並行した経過をたどったといえる。

(29) 「妻 第一百四十三。丁丑八月十七日、空坑之敗。

夫人歐陽氏、女柳娘、環娘、子佛生、環之生母顏、佛之生母黃、並陷失、尋聞自隆興北行、惟佛生已死、人世禍難有如此者、哀哉。結髮爲妻子、倉皇避亂兵。生離與死別、回首淚縱橫」（四部叢刊本『文山先生全集』卷十六）。『杜詩詳注』卷七・新婚別、卷十三・破船、卷十二・贈別賀蘭鈿、卷十八・熟食日示宗文宗武。

(30) 集杜詩自序「余坐幽燕獄中、無所爲、誦杜詩稍習、諸所感興、因其五言、集爲絕句、久之得二百首、凡吾意所欲言者、子美先爲代言之、日玩之不置、但覺爲吾詩、忘其爲子美詩也。乃知子美非能自爲詩。詩句自是人性中語、煩子美道耳。子美於吾隔數百年、而其言語爲吾用、非情性同哉。昔人評杜詩爲詩史、蓋其以詠歌之辭、寓紀載之實、而抑揚褒貶之意燦然於其中、雖謂之史、可也。予所集杜詩、自余顛沛以來、世變人事、概見於此矣。是非有意於爲詩者也。後之良史尚庶幾有攷焉。歲上章執徐、月祝鞏單闕、日上章協洽、天文祥履善甫叙。是編作於前年、不自意流落餘生、至今不得死也。斯文固存。天將誰屬。嗚呼、非千載心、不足以語此。壬午正月元日、天文祥書」（四部叢刊本『文山先生全集』卷十六）。但し、「歲上章執徐、月祝鞏單闕、

日本章協洽」については、『四庫全書総目』巻一六四  
集部別集類一七「文信公集杜詩四卷」にも言うように、  
干支が合わず、伝写の誤りがあると思われる。

この他、執筆に当たって、以下の書物を参考にした。  
宮崎市定『科挙史』平凡社東洋文庫、一九八七年（原  
著、秋田屋、一九四六年）、宮崎市定『科挙』中公文  
庫、一九六三年。荒木敏一『宋代科挙制度研究』東洋  
史研究会、一九六九年。村上哲見『科挙の話』講談社  
学術文庫、二〇〇〇年（原著、講談社現代新書、一九  
八〇年）。山根幸夫他編「科挙関係文献（中文・和文）  
目録稿」（中嶋敏『宋より明清に至る科挙・官僚制と  
その社会的基盤の研究』平成二・三年度科研費研究成  
果報告書）。

また、学習院大学東洋文化研究所『東洋文化研究』  
編集委員の方々から貴重なご意見を賜り、有益な改訂  
の機会を与えられたことを感謝する。

# The Suppression of Cultural Diversity

TAKATSU Takashi

Key words: Civil service examinations, suppression, diversity, Chinese literature, rhyming dictionary

Civil service examinations tend to suppress cultural diversity. This paper investigates the short term and the long term influences of the Chinese civil service examinations on the Chinese culture and the cultural features it has given rise to in the Chinese society.

The civil service examinations occasionally determined cultural values and consequently obstructed the cultural diversity in China. The examinations prescribed specific reference texts that brought about the Alexandrian nature of the Chinese literature. In other words, there emerged a tendency to attach greater importance to history than to actual experience.

The tendency of the civil service examinations to determine cultural values is strongly suggested in publications belonging to the imperial period. For example, numerous rhyming dictionaries were printed in keeping with the requirements of the Chinese civil service examination; this promoted the institutional canonization of the absolute central dialect. When a society sets up an examination system, the system itself influences the culture of the society, prescribes it to some extent, and suppresses the educational foundations of that society. This paper examines this particular problem.